

4) 流域市町の水循環に関する施策

流域各市町の総合計画で述べられている施策の内、水循環に関して述べられている箇所を抽出しました。流域10市町の内、姫路市総合計画、波賀町振興計画において該当する内容が記述されています。

1. 姫路市総合計画(「第5章-第4節-2 循環型社会の形成」(P295)より抜粋)

基本方針

市民、事業者、行政がそれぞれの立場で役割と責任を果たすことにより、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用など物質循環の健全化を推進するとともに、ごみの焼却処理など廃棄物を適正に処理できる体制を確保し、環境への負荷を軽減する循環型社会[※]の形成を図る。

[1] 資源・エネルギー対策の推進

資源・エネルギー対策を推進するため、省エネルギー型の設備や太陽光発電等の自然エネルギーの導入について、市民、事業者などへの普及・啓発活動を積極的に展開し、環境にやさしい生活様式や事業活動への転換を促進する。

また、公共施設の整備に当たっては、省エネルギー型の設備や太陽光発電、コージェネレーションシステム[※](熱電併給システム)、雨水利用システムなどを導入するとともに、ごみ焼却施設の余熱エネルギーの効率利用、余熱利用施設の有効活用を図る。

さらに、下水処理に伴い発生する大量の汚泥を適正に処理し、建設資材等への資源化利用を推進するとともに、処理水の高度処理により、河川への還元、中水としての有効活用など再生利用を図る。

[2] 廃棄物のリサイクルと適正処理

① ごみの減量化・リサイクルと適正処理

製品の省資源化・長寿命化を目的とした設計、修理体制の充実、過剰包装の抑制など製造・流通・販売などの各段階での削減や市民のごみを減らす消費行動などを啓発し、廃棄物の発生抑制を促進する。

さらに、市民の協力を得て、生ごみの堆肥化などによって家庭から排出される可燃ごみの減量化を図るとともに、カレンダー方式によるゴミステーションでの可燃ごみと資源化物との分別排出の徹底や、量販店によるトレイ等の店頭回収などによるごみの再資源化を推進する。

また、ごみ質の高カロリー化や多様化に対応するため、焼却施設の整備・充実を図り、ダイオキシン類[※]発生抑制とごみの適正かつ円滑な処理に努める。加えて、市民や事業者の環境保全意識の醸成を図り、廃棄物処理に伴う環境負荷や処理費用の自覚と責任を促す。

3. 循環型社会の形成

【現況と課題】

生活が豊かになった反面、大量生産、大量消費という20世紀型の消費型社会が生み出す大量廃棄物の処理問題は、21世紀における最も大きな社会問題の一つです。本町でも、ゴミの排出量や不法投棄が増加傾向にあり、本町の財産である美しい森林や河川などの自然環境が破壊される恐れもあります。

そこで、豊かな自然環境に恵まれた本町が、持続的に快適でうるおいのある生活環境や交流環境を維持するため、ゴミの排出量を減らすとともに、リサイクルに代表される資源循環型のしくみづくりを地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

地球上の資源や環境は限りあるもので、私たちの世代だけでなく未来の市民のためにも大切に守っていくことが必要です。環境への負荷を減らし循環型社会へ転換することにより、良好な環境を次代に引き継いでいくことは市民共通のつとめです。

【基本方針】

環境への負荷の少ない資源循環型社会をめざし、市民、事業者の理解と協力のもと、ゴミの減量化や資源リサイクルなど、日頃から環境に配慮したライフスタイルの確立を図ります。また、廃棄物を出さない循環型の農林業に取り組むとともに、製造過程で廃棄物の発生抑制やリサイクル化などのシステムを採用している事業者への支援を検討するなど、資源循環型のまちづくりをめざします。さらに、水や大気などの自然環境についても、限りある資源ととらえ、身近な自然を保全し、広い意味での循環型社会の実現をめざします。

そして、環境問題の啓発や環境学習を通じて、市民の環境意識の高揚を図ります。

【施策の展開】

(1) 5R生活（エコライフスタイル）の推進

- 家庭生活や産業活動などから出てくる廃棄物をできるだけ減らすため、不用になったものを繰り返し使ったり、リサイクルするなど、ゴミの発生抑制、再使用、再生使用、適正処理など環境に配慮した行動を実践します。
- 地球環境問題への関心が高まるなか、環境負荷の低減に役立つ環境物品の購入・調達に努めるグリーン購入などに行政が率先して取り組むとともに、市民や事業者へも普及・啓発を行い、町ぐるみで環境にやさしい取り組みを実践します。

(2) 産業における循環システムの構築

- 間伐材の有効利用など森のゼロエミッション化の推進など、農林業においても、廃棄物を効率的に再資源化する方法を検討・実施します。
- 事業者の動きにも注目し、循環型システムを採用している環境にやさしい事業者の活動への支援を検討します。
- 事業者のモデルとなるべく投場庁舎内などにおけるISO14001の認証取得に向け、その取り組みについて検討します。

(3) 自然資源の保全

- 広い意味で、水資源や大気なども限りある資源ととらえ、水の再利用や水辺の保全など地域に根ざした自然循環の保全・確保に取り組めます。

(4) 都市と農山村の交流による循環システムの構築

- 都市から本町を訪れた人が美しい自然を体験するグリーン・ツーリズムや、自然や文化など地域固有の資源の保護や地域振興との融合をめざして観光するエコ・ツーリズムなどの推進により、都市活力の導入による農山村の環境保全を進めます。

(5) 自然エネルギーの活用

- 地球温暖化防止に向け、自然エネルギーの有効活用が求められるなか、公共施設などの整備にあたっては、太陽光発電などのグリーンエネルギーの導入を検討します。また、一般住宅については補助制度の啓発により普及に努めます。